



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1093	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1094	〃	(〃).....	2
1095	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃).....	2
1096	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1097	〃	(〃).....	3
1098	〃	(〃).....	3
1099	〃	(〃).....	3
1100	〃	(〃).....	3
1101	〃	(〃).....	4
1102	〃	(〃).....	4
1103	和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納事務の委託	(医務課).....	4
1104	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	5
1105	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	5

○ 教育委員会告示

3	和歌山県指定文化財の指定	5
4	和歌山県指定文化財の指定解除	6

告 示

和歌山県告示第1093号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年10月25日まで縦覧に供する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年9月25日

2 名称

特定非営利活動法人みんなの保健室

3 代表者の氏名

中野庸介

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市城山台二丁目43番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、医療・介護を中心とした事業を行うことのできるすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1094号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年11月1日まで縦覧に供する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年10月1日

2 名称

特定非営利活動法人紀州の郷

3 代表者の氏名

的場信夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡日高川町小熊2347番地12

5 定款に記載された目的

この法人は、参加者個々現役世代に培った技能、知識やネットワーク等（無形資産）を活用した農業関連事業に対して、参加者個々に応じた自由な就労に関する事業を行い、それに応じた職に対する収入の確保及び事業参加者（就労者）へ交流の場の提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1095号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年11月1日まで縦覧に供する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年10月1日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県港湾整備振興機構

3 代表者の氏名

丸山克也

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市土佐町三丁目30番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、港湾の清掃、整備および利用の促進を図ることにより港湾を振興し、もって港湾隣接地区の住環境の向上と災害時における港湾事業者、住民間の相互扶助精神の涵養に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1096号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011310103	ソプラス	伊都郡かつらぎ町佐野793	就労定着支援	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	平成30.10.1

和歌山県告示第1097号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800442	紬伎ケアサービス	岩出市溝川292-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社紬伎	和歌山市田尻36番地8	平成30.10.1

和歌山県告示第1098号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000166	はな	御坊市菌290-2	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.10.1

和歌山県告示第1099号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125096	由良みのり園	日高郡由良町吹井949	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.10.1

和歌山県告示第1100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250175	就労定着支援事業所町家カフェ上屋敷二丁目	田辺市上屋敷一丁目7番8号	就労定着支援	特定なし	特定非営利活動法人かたつむりの会	田辺市上屋敷二丁目6番31号	平成30.10.1

和歌山県告示第1101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410415	ケアサポートえがお	西牟婁郡上富田町南紀の台13-5	居宅介護	身体障害者（肢体不自由者を除く。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社濱田	西牟婁郡上富田町南紀の台13-5	平成30.10.1

和歌山県告示第1102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012520122	古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原1237	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.10.1

和歌山県告示第1103号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センターにおける未収金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 委託の相手方

弁護士法人館野法律事務所
東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号

2 委託した和歌山県立こころの医療センターにおける未収金

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費（患者負担分）等に係る未収金のうち同センターの指定するもの

3 委託期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

和歌山県告示第1104号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
有田川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉備都市計画下水道事業 有田川町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成15年10月7日
至 平成37年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第3条第1項の規定により、平成30年9月26日次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定した。

平成30年10月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

(記念物の部)

種別	名称及び員数	所在の場所	所有者	所有者住所
----	--------	-------	-----	-------

記念物 (天然記念物)	オオダイガハラサンショ ウウオ	県内一円 (特定の地域を定め ず指定したものである。)	—	—
----------------	--------------------	--------------------------------	---	---

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例 (昭和31年和歌山県条例第40号) 第4条第1項の規定により、平成30年9月26日次の表に掲げる和歌山県指定文化財の指定を解除した。

平成30年10月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

(有形文化財の部)

種別	名称	員数	所在地	所有者、管理者又は保持団体の住所氏名等
建造物	阿弥陀寺本堂 附棟札	1棟 2枚	和歌山市鳴神1095番地	和歌山市鳴神1095番地 宗教法人阿弥陀寺